

社会福祉専門職養成教育における「性的指向」「性自認」に関する教育内容の検討

－アメリカの専門職教育における指針等を参考に－

長澤紀美子

(2018年9月28日受付, 2018年12月17日受理)

Educational contents on Sexual Orientation and Gender Identity in social work education
and professional training

－ Based on the policy and guidelines of NASW and CSWE －

kimiko NAGASAWA

(Received : September 28, 2018, Accepted : December 17, 2018)

要 旨

わが国の社会福祉専門職養成教育においては、性的少数者に関する教育指針が存在しないが、今後、多様性教育の一要素としてそれらの教育内容を取り入れることが、昨今の社会状況や国際的な教育動向からみても適切である。本稿では、文献研究により、今後わが国の社会福祉養成教育に導入されるべき「多様性」の重要な要素である、性的指向・性自認に係る教育内容について検討し整理する。まずは社会福祉教育および関連領域の性の多様性教育について、国内の先行研究の成果を確認し、さらに全米ソーシャルワーカー協会（NASW）による「性的指向」「性自認」に関する「倫理綱領」「政策綱領」及び、全米ソーシャルワーク教育委員会（CSWE）の「教育方針と認証基準」をもとに、この問題に関する社会福祉専門職の役割と教育に含むべき内容を分析することを目的とする。

キーワード：LGBT, 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）、性の多様性, 社会福祉教育

Abstract

Education guidelines on sexual orientation and gender identity do not exist in social welfare education and professional training in our country, but incorporating those contents of education as an element of diversity education in the future must be required in the context of recent social situation and international trends of social work education.

In this paper, through literature review, we will examine the content on sexual orientation and gender identity, which are one of the important elements of diversity to be introduced into social work education and training in Japan. It is aimed to analyze the role of social welfare professionals on these issue and the contents to be included in social work education, based on the Code of Practice and the Policy Statement of the National Association of Social Workers (NASW) as well as the Educational Policy and the Accreditation Standards of the Council on Social Work Education (CSWE) on sexual orientation and gender identity.

Keywords : LGBT, LGBTQ, Diversity, Sexual orientation and Gender identity, Social Work Education and Professional Training

1 はじめに

1.1 「同性愛カップルは生産性がない」寄稿の波紋と性的少数者に対する偏見

2018年9月、日本でのLGBTと総称される性的少数者の人権をめぐる一つの社会的事件が起きた。同年7月、月刊誌に自民党の一議員による「同性愛カップルは生産性がない」と同性愛者に対する差別的な見解が掲載され、それに対して、支援団体や学識者による批判の論考がメディアにおいて、抗議行動やデモ等の運動が各地で広げられた¹。さらに9月、同じ月刊誌に当該議員の差別的な意見を擁護する特集が掲載され、その特集記事の中には偏見や無知による明らかな誤解や事実の誤認を含んだ表現が散見された²。これらに対し、出版社職員による内部批判、学識者や作家らによる批判がツイッターで広がり、書店による不買の呼びかけや同誌の編集方針に対する疑問の声も報道される中で、出版社が同誌の休刊（事実上の廃刊）を発表する事態となった。

上記の自民党議員の寄稿や後にそれに賛同した寄稿での同性愛者に対するヘイト・スピーチにあたる部分は、社会の中にあるホモフォビア（同性愛嫌悪）的な価値が表面化されたものともいえる。日本では性的少数者に対する命の危険等を感じるような深刻な暴力事件は多くなく、「明示的な差別があるわけではない」（東 2016）が、潜在的で可視化されない差別や偏見があり、そのことが欧米と比べて「カミングアウト」（自らの性的指向や性自認を他者に表明すること）する人が少ない背景にあるとされている。このように、日本では性的少数者が自身のセクシュアリティを受容されず、抑圧されていると感じる社会環境が現在でも存在する。

1.2 ソーシャルワークにおける多様性の尊重と性的少数者に関わる教育の導入の必要性

以上のような性的少数者に対する偏見や差別、

つまり、性的指向や性自認に関わる問題は、社会福祉専門職、および社会福祉教育にとって中核的な原理の一つである「多様性の尊重」の基準に含まれる。

「多様性の尊重」は、2014年7月に国際ソーシャルワーカー連盟 (International Federation of Social Workers: IFSW) と国際ソーシャルワーク学校連盟 (International Association of Schools of Social Worker: IASSW) により採択された「ソーシャルワークのグローバル定義」（以下、「グローバル定義」）において、「人権」や「社会正義」と並んで、ソーシャルワークの中核となる原理及び原則として挙げられている。その中では、多様性に関して、「人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向」の基準に基づいて、抑圧を受けたり、特権を持ったりする構造的な要因を批判的に捉え、構造的・個人的障壁の問題に取り組むこと、それによって人々のエンパワメントと解放をめざす実践を行うことが「ソーシャルワーカーの中核的任務」とされている。つまり、ある属性を持つことで抑圧を受けるか、あるいは逆に特権を得られるか（マイノリティかマジョリティか）が分かれる基準の一つとして「ジェンダー」や「性的指向」が含まれること、ソーシャルワーカーは、そのような抑圧や特権を産み出す構造的な要因を捉えて、個人や社会における障壁の問題に取り組むべきであることが主張されている。

さらに「グローバル定義」の「原則」においては、「危害を加えないこと」と「多様性の尊重」が対立する例として、「特定の文化的価値・信念・伝統」により、「女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）」が侵害される場合が挙げられている。そこでは、人権を侵害するような集団に対して「批判的で思慮深い対話を行う」ことを通して、「特定の文化的価値・信念・伝統」に対して「建設的な対決、解体、および変化」を促すことがソーシャルワーカーに求められている。つまり、前述の差別的な論考を発表した議員のように、ホモフォビア（同性愛嫌悪）的な価値観を公

言する個人や団体に対して「建設的な対決」をし、人権を侵害するような性別二元論や異性愛主義に基づく価値観を解体させ、変化させる役割がソーシャルワーカーに求められるといえる。

前節で述べた議員の差別的な言説を流す動画を見て、セクシュアリティについて悩んでいる子どもたちの中で「眠れない」等の不安を訴える子どもが増えているとの支援団体代表の声がある（朝日新聞 2018）。そもそも性同一性障害の診断を受けた人の自死念慮や自傷・自殺未遂率の高さや精神疾患罹患率に関する調査結果（中塚 2011）、性的指向や性自認が非典型的な人の暴力やいじめを受けた経験に関する調査結果（いのちリスペクト、ホワイトリボンキャンペーン 2014）、当事者の生活課題は「コミュニケーションの不足、精神障害、家庭内暴力、貧困、両親に頼れない、教育の機会を逃す等の問題が複雑に絡み合っている」（アムネスティ・インターナショナル 2017）等の近年の報告³から、わが国でも児童期から高齢期までの様々な年代において、抑圧され、差別や暴力の対象となり、その結果、孤立、家族との不和、貧困、精神疾患等の複合的な生活課題を抱えている性的少数者が存在することは否定できない。

このようにわが国の性的少数者が基本的な人権が侵害されている、または侵害されやすい環境のもとで生活していることを踏まえ、ソーシャルワークの原理・原則の一つである「多様性の尊重」を実質的に保障するためには、性的少数者に関する理解を深め、その生活課題への支援に関する内容を、わが国の社会福祉専門職養成教育や現任者研修に導入することを検討する必要があると考えられる。わが国の社会福祉専門職養成教育においては、「性的指向・同性愛を包含して教育する」指針が存在せず（加藤 2014）、さらに性自認・性同一性障害の問題も含めた性の多様性に関わる教育方針は存在しない。また、出版されている養成教育のテキストにおいても性の多様性については殆ど言及されていない（松尾・荒木 2017）。社会福祉実践の領域では、唯一、性の多様性について

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（2005年採択）における倫理基準（1. 利用者に対する倫理責任）の項で、「利用者に対して、**性別、性的指向等の違い**から派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。」と言及されているものの、そこで対象とする「性別と性的指向」の内容、その差異から派生する差別やハラスメントについて解説はなく、「性的指向が異なることによって派生する生活課題に対する援助方法の検討」がなされてこなかった（加藤 2014）。同倫理綱領に基づく援助実践を行うためには、どのような言動や態度が性別や性的指向に基づく差別やハラスメントにあたるのかを十分に理解し、利用者に対してそのような言動をしないことは当然であるが、それだけではなく、性的指向や性自認に基づく差別やハラスメントを受けやすい環境が当事者にとってどのような生活課題を生み出しているのかを知る必要がある。そのためには、専門職養成教育や現任者研修の中で、性の多様性について理解を深める教育を人権教育として積極的に取り入れることが求められる。さらに福祉専門職養成教育に携わる教員がまず性の多様性について理解することが前提として必要である。

一方、ソーシャルワーク教育の基準や認証の対象、養成教育や現任者教育のプログラムにおいて既に性的少数者に関わる内容を取り入れているアメリカにおいて、Mallon (2018)は、このような性的少数者に関する教育プログラムを実施することは「機関や大学院プログラムとして」必要なだけではなく、「専門職としての倫理的な責任である」と述べている。そしてこのような「知識基盤の醸成は、性的少数者に対してよりよいソーシャルワーク実践をするのに不可欠な要素であり、基礎的なカリキュラムの中に統合されるべき」であると主張している。このように、「多様性」教育の重要な要素として、また「専門職の倫理的な責任」として、多様な性の理解および性的少数者の生活課題を取り上げることは、日本においても今後ますます必要とされることは論を待たない。

1.3 本稿の目的

そこで、本稿では、文献研究により、「多様性」の重要な要素である、わが国で一般に「LGBT」もしくは「性的少数者」と表記される、性的指向や性自認に基づく問題について、今後わが国の社会福祉専門職教育に導入されるべき要素を検討する。まずは社会福祉教育および関連領域の性の多様性教育について、国内の先行研究の成果を確認し、アメリカの社会福祉職能団体である、全米ソーシャルワーカー協会（The National Association of Social Workers :NASW）の倫理綱領及び「性的指向」「性自認」に関する政策綱領（2018~2020年）、また全米社会福祉教育委員会（The Council on Social Work Education, CSWE）のカリキュラムポリシーの言説や、教育機関の認証基準をもとに、この問題に関する社会福祉専門職の役割と教育に含むべき内容を分析する。

2 用語の定義と国連での用語の使用

ここで本稿で取り上げる性の多様性に関する用語についてあらかじめ定義を示す。

本稿では、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、性的マイノリティとも表記する）を、戸口・葛西（2016）の定義に倣い、「性的多数者（セクシュアル・マジョリティ）でない人々」と定義し、「性的多数者」とは性的指向については「ヘテロセクシュアル（異性愛）」「モノアモリー」（一对一の恋愛・性的関係を望む）であり、性自認については「シスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と、自分が生きている／生きようとする性別が等しい）」である性（セクシュアリティ）のあり方を持つ人々を指す。

性的少数者については、その代表的なセクシュアリティの各々の属性の頭文字を取って、LGBT/LGBTI/LGBTQ+/LGBTIQ 等と表記されることが多い。これらは各々、女性同性愛者の Lesbian、男性同性愛者の Gay、両性愛者の Bisexual、性別

越境者と訳される Transgender、性分化疾患に含まれる Intersex、セクシュアリティについて判断を保留する Questioning を指している⁴。なお、LGB については、性的指向（恋愛感情等の性的に惹かれるのが同性／異性／両性に対してか、あるいは恋愛感情そのものを持たないのか）に関する属性であり、トランスジェンダー Transgender のみが性自認（「自分は男（女）である／どちらでもない」等の自己の性別に関する認識）に関する属性である。トランスジェンダーは、生まれたときに医師から割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人であり、シスジェンダーと対義語となる。なお、日本で一般的に広く使われている性同一性障害（Gender Identity Disorder: GID）は、医学的な診断名であり、出生時に割り当てられた性（身体的な性別）に強い違和感などをもち、性別適合手術を受けて身体を変えて反対の性で生きることを求めるあり方で、トランスジェンダーの中に含まれるが、トランスジェンダーの方がより広い概念である。

しかし、セクシュアリティのあり方は本来多様なものであり、上記の LGBTIQ に含まれない様々なセクシュアリティが存在し、LGBT に代表される性のあり方に限定されない。戸口・葛西（2016）が指摘するように、現代の日本で一般的に使用される「同性愛や性同一性障害など性的少数者『LGBT』』という社会的な言説は「限定的な意味の範囲で」一定の属性を持った集団を指す用語であり、それによりセクシュアリティの「様々な差異が不可視化」されるとともに、本来、多様でグラデーションで示されるべき性のあり方を性的少数者（LGBT）と性的多数者とに区別し分断してしまう問題を孕んでいる。

国連では、10年以上前から「性的指向」と「性自認」（sexual orientation and gender identity: SOGI）という用語を用いて、「性的指向」と「性自認」による差別を禁止するための人権基準の作成や決議が行われてきている。ここで、LGBT という特定のセクシュアリティを代表した用語ではな

く、SOGI という用語を使用する背景には、性的指向や性自認はすべての人間が持つ属性であり、性的指向や性自認に基づく差別を受けないことは基本的な人権として守られなければならないことがある。特定の性的指向（異性愛者ではないこと）や性自認と出生時に割り当てられた性が異なるという属性を持つ（トランスジェンダー）ことを理由に抑圧されている社会のあり方を問題と捉え、性的指向や性自認にかかわらず、全ての人が等しく人権を享受すべきとする考え方である。

国連では、この SOGI という概念に基づき、2007年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則」（国連加盟国が人権規準を作成する際に参照すべき性的少数者の人権擁護のための原則）の公表、2011年には、国連人権理事会で初の性的指向と性同一性に関する国連決議の採択を行うとともに、2013年より、「Born Free and Equal」（生まれながらにして自由と平等）という世界人権宣言（1948年）での文言を挙げて、性的指向や性自認に基づく差別や暴力を撲滅し、性的少数者の人権を擁護するキャンペーンを展開している（谷口 2018）。そこで、本稿でも、性の多様性に関して SOGI（性的指向と性自認）という用語を用いて、社会福祉専門職教育における SOGI に関する内容について検討を行う。

3 性的指向・性自認に関するソーシャルワーク専門職教育に関する国内の研究動向

日本の社会福祉学、社会福祉教育に関する先行研究において性的指向・性自認に関わるソーシャルワーク教育に言及した文献は、近年少しずつ増えているものの、松尾・荒木（2017）が指摘するように数少ない。

加藤（2014）は、アメリカやカナダにおける性的指向・同性愛に関する専門職教育の動向を整理し、養成機関やそこで学ぶ学生や教える研究者に対する調査結果（アメリカ・カナダ・韓国）を報

告している。その上で、アメリカ等の取組みを参考にしつつ、日本の社会福祉専門職養成教育の中で、性的指向について教育する指針の策定や教育の実効性を担保するための整備、性的少数者の学生が学ぶ学習環境の整備、教職員や学生の態度調査（異性愛主義等の価値観の把握）を行い、理解促進や資源開発を図ることを提案している。加藤の論文タイトルには「性的指向・同性愛」とあるものの、実際には、トランスジェンダー等の「性自認」の問題も含む性的少数者、LGBT 全般についての教育内容が解説されており、北米におけるこれらの教育内容の水準の現状を示している。

他には、ソーシャルワークにおける多様性尊重の文脈において、多様性の要素として「性別（ジェンダー）・性的指向」に言及したものがある（三島 2015、武田 2016、添田 2012、ヴィラーク・植村 2013）。その中で、武田（2016）は、「文化的コンピテンス」という概念を挙げ、多文化主義という視点が（人種や民族の差異だけでなく）、「性別、性的指向」にも適用されるよう拡大されていることを指摘し、日本における議論はソーシャルワーカー自身の「文化の理解や尊重といったミクロレベルの実践やそのための育成カリキュラムの検討が中心であるが、それだけでなく、『グローバル定義』に示されているようにメゾ・マクロレベルの実践によって構造的差別に対抗していくこと」の重要性を強調した。三島（2015）は、同じく「グローバル定義」を引用し、「多様な属性をもつ人々を抑圧する社会構造を構造的に分析できる知識」と「異なる配慮をする能力」をソーシャルワーカーが身に付ける必要があり、ダブル・マイノリティ等の多様性の要素が交差する場合があることや教育環境における「隠れたカリキュラム」の存在にも留意する必要性を指摘した。

また、渡辺（2018）は、日本における性的マイノリティの子どもの現状や教育・医療・福祉領域の支援の課題を整理し、スクールソーシャルワーカーや児童養護施設職員等の社会福祉専門職が取り組むべき支援課題や教育の視点を挙げている。

このようにソーシャルワーク専門職養成教育における多様性尊重の要素として性的指向や性自認の問題も含んだ、先進的な諸外国の教育内容の紹介や、社会福祉教育や実践における多様性の視点の分析に関する先行研究はあるものの、日本の社会福祉専門職教育への導入を目指した具体的な教育内容や方法について言及したものは限定されている。

他の医療福祉専門職による支援や教育内容に目を転じると、精神科医による心理的支援や治療(平田 2016)、心理専門職による支援(金城 2016)、看護教育におけるテキストでの記述と看護職による支援内容(藤田 2016)があるが、社会福祉専門職による実践報告は数少ない。

アメリカのソーシャルワーカー養成教育において「社会福祉専門職は、他の医療専門職に比べて、遅れを取っていた。」という Mallon (2018) の指摘からも、性別違和を抱える患者に対するホルモン療法や性別適合手術等の医療現場で直接に当事者と関わる機会を持つ可能性のある医療専門職については、社会福祉専門職よりいち早く臨床実践や養成教育での報告がみられる。また臨床心理士等の心理専門職は性的指向や性自認についてゆらぎや悩みを抱えた子どもや保護者の相談援助や支援に携わっており、支援方法についても多くの先行研究がある(針間・平田 2014ほか)。

また教育現場における性的少数者に対する支援や性の多様性に係わる教育についての先行研究の蓄積は多い(三成 2017ほか)。その中で、戸口・葛西(2016)は、日本と諸外国との間で、性の多様性に関する教育実践(小中高大にわたり時期は限定されていない)内容を文献レビューから比較し、その特徴を分析した。その結果、日本での教育実践を、①批判的思考の訓練(性別二元論等既存の価値の問い直し)、②知識の獲得、③技術と態度の改善(支援の方法やスキル)、④実生活の理解(当事者の体験の共有)等の要素に整理した。一方で、オランダ(アムステルダム)、アメリカ、カナダ(オンタリオ州)、英国(スコットランド)に

よる教育実践例から、それら諸外国の実践方法について、①教育と学習、②問題の認知、③当事者への支援、④校外の団体の支援(地域のグループ)、⑤肯定的な場の創造、⑥アライの促進⁵、⑦保護者の考慮、⑧差別・嫌悪への対策、の7つに整理した。その上で、日本の実践では「性の多様性に対する理解促進」が、諸外国の実践では「学内外の環境への働きかけ」がそれぞれ固有の特徴として抽出された。

性の多様性に関する教育実践は、保育の場や初等教育から開始し、対象児童・生徒の年齢や発達段階、理解度に応じた、効果的な実践内容や方法による教育を積み重ねていくことが望ましい。さらに、個々の教室や学校全体の環境が多様な性のあり方を持つ生徒が抑圧されずに安全・安心な場となる必要がある。戸口・葛西(2016)によれば、諸外国の実践では、教職員だけが環境づくりを担うわけではなく、生徒自身が環境を改善できる担い手となり、そのことが学校環境を変えていくための有効な手段となりえる。

現在、社会福祉専門職養成課程に在学する学生や現任者は、上記のような教育を初等中等教育機関において受けた経験を持つ者は多くないと推測される。そのため、専門職としての教育プログラムには、上記のような基礎的な教育内容をも組み入れる必要がある。そのうえで、さらに社会福祉専門職に求められる役割を踏まえて、適切な援助実践ができるための教育プログラムを構想する必要がある。

そこで、社会福祉専門職としての教育内容はどのような要素が含まれるべきかを明らかにするために、以下、全米ソーシャルワーカー協会(The National Association of Social Workers, 以下 NASW)の倫理綱領、政策文書、全米ソーシャルワーク教育委員会(CSWE)の「教育方針と認証基準」における SOGI(性的指向と性自認)の内容を検討する。

4 NASW の倫理綱領

NASW の倫理綱領 (Code of Ethics) は、1996年に採択され、最新版は2017年改訂のものである。倫理綱領は、「序言」「倫理綱領の目的」「倫理的原則」「倫理的基準」の4つの部分から構成されている。その中で具体的な行動基準である、最後の「倫理的基準」は、(ソーシャルワーカーの) ①利用者に対する倫理的責任、②同僚に対する倫理的責任、③実践現場での倫理的責任、④専門職としての倫理的責任、⑤ソーシャルワーク専門職に対する倫理的責任、⑥社会全体に対する倫理的責任の6部分に分かれている。ここで、性的指向や性自認に関して言及した記述は、以下の5箇所に見出せる。

表1 NASW 倫理綱領 (性的指向・性自認に言及した記述を抜粋)

なお、下線部については、原文では、多様性の要素として以下の要素がくり返し記述されているが、ここでは、「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)と、それ以外の要素を省略して表記する。(人種、民族、出身国、肌の色、性的指向、性自認または性表現、年齢、婚姻の状態、政治的信念、宗教、移民の地位、精神的・身体的障害)

1 利用者に対する倫理的責任	
1.05 文化的な認識と社会的多様性	(c) ソーシャルワーカーは、「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)に関して、社会的多様性と抑圧の本質についての教育を受け、それを理解しようと努めなければならない。
1.06 利害の対立	(g) ソーシャルワーカーは、個人的な関係により、ウェブやソーシャルメディア、他の技術を通して、利用者がソーシャルワーカーの存在を知ることができる可能性が増えることを意識すべきである。ソーシャルワーカーは、「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)に基づいた集団との電子的な通信に関わることが特定の利用者に対し効果的に援助することに影響することに気づくべきである。

2 同僚に対する倫理的責任	
2.01 尊重	(b) ソーシャルワーカーは利用者や他の専門職との口頭・文書・電子的通信において、正当な理由なく、同僚を否定的に批判することを避けるべきである。否定的な批判とは、同僚の能力のレベルに関して、または個人の属性に関するもの(「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)に関して卑しめるコメントを含む)。
4 専門職としての倫理的責任	
4.02 差別	ソーシャルワーカーはあらゆる形態の、「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)に基づく差別を実行したり、黙認したり、助長したり、それに協力してはならない。
6 社会全体への倫理的責任	
6.04 社会的政治的行動	(d) ソーシャルワーカーは、あらゆる個人の、集団、階層に対する「性的指向、性自認または性表現」(ほか、略)に基づく支配・搾取・差別を防止し、撲滅するために行動しなければならない。

ここで、セクシュアリティを示す属性については、身体的な性別 (sex) だけでなく、「性的指向 (sexual orientation) と性自認・性表現 (gender identity or expression) SOGIE」として表現されていることに注意したい。

前述したように、日本の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」における倫理基準には、「利用者に対する倫理責任」の中で「性的指向」を含む属性に対する差別禁止のみが挙げられているが、NASW の倫理綱領では、利用者に対する差別禁止のみに留まるものではない。日本の倫理綱領との相違点として、①利用者に対する責任としては、多様性・多文化の基準であるとともに抑圧に関わる属性の一つであることについての教育と理解を求めていること、②差別禁止としては、利用者だけでなく、同僚の属性に対する否定的な批判を禁止することも含め、全ての人に対するあらゆる形態の差別の実施、黙認、助長、協力を禁止していること、③それらの属性に基づく支配・搾取・差別を防止し、撲滅するための社会的政治的行動を取るよう

めていることが異なっている。武田(2009)の指摘のとおり、「単にワーカーとクライアントとの(援助)関係だけでなく、同僚も含めてあらゆる人に対する差別的な言動を対象にして禁じ、差別禁止のための啓発的な役割を求めていること、言い換えれば「多様な文化に適合したサービスや政策を求めるアドボカシー運動、そして社会正義を追求する」ことがソーシャルワーク実践に求められているのである。

実際にNASWは、職能団体のアドボカシー活動として、トランスジェンダーの団体と協力して彼らが経験している虐待や差別、あるいは社会に対する貢献に気づくための啓発活動、また学校や児童・若者支援機関でのトランスジェンダーの子どもや若者のニーズとジェンダーの多様性について、学生や教職員を教育するプログラムを開発している。

5 NASWの政策綱領における「性的指向」「性自認」の問題に対する社会福祉専門職の役割と教育

倫理綱領に基づく、社会福祉専門職の役割や養成教育に関わる方針を示したものとして、以下NASWの最新の政策綱領(policy statement)(2018-2020年)における性的指向と性自認に関する記述をもとに、その内容を検討したい。

NASWの政策綱領は、1955年にNASWが創設されて以来、発行されており、三年次ごとに社会的・政治的・経済的な状況変化を踏まえ、改定されている。2017年にはNASWの多様なメンバーを代表した277人のソーシャルワーカーから成る委員会によって最新版が発行された。なお、NASWには1976年より性的少数者の問題に関する全国委員会 The National Committee on Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Issues (NCLGBTI) が設置され⁶、性的少数者に関わるプログラムの企画、レビュー、モニタリングを行っている。

政策綱領はソーシャルワークに係る様々なテーマから構成されているが、性的少数者に関する項目は、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの問題：Lesbian, Gay, and Bisexual Issues(LGB)」という性的指向の問題と「トランスジェンダーとジェンダー不一致を抱える人々：Transgender and Gender Nonconforming People (TGNP)」という性自認の問題の2つに分かれている。それぞれの項目はIssue Statement(問題の解説：当該問題に関する歴史を含む現状、人々が抱える生活課題についての解説)とPolicy Statement(政策綱領：NASWが当該テーマに対する方針、社会福祉専門職の役割、教育研修に含むべき内容)の二部構成となっている。以下に各項目のPolicy Statement(政策綱領)について整理する。

表2 レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルの問題に関する政策綱領(抜粋)

【差別禁止と平等】

- ・NASWは、性的指向に基づくあらゆる形態の差別を禁止する(地域、州、連邦、国際レベルの)法律や政策の実施を支持する。LGBの人々は、相続権、保険、結婚、児童の親権と訪問、雇用、信用取引、住宅、移民等を含む、しかしそれらに限定されないが、異性愛者に認められているすべての権利、特権、責任を認められる必要がある。
- ・公的な学校でのLGBの若者に対する差別やハラスメントを終結させる。学校でのLGBの若者とアライの権利を組織化され、運用されるようNASWは支持する。

【専門職と継続的教育】

- ・LGBに対する差別禁止をソーシャルワーク教育のカリキュラムの方針にする。
- ・ソーシャルワークのカリキュラムを通じて、LGBの人々について教育内容に含める。実習教育、継続教育、テキストの選択、授業の講師、実習指導者等へのLGBの研修を提供する。
- ・ソーシャルワーカーに抑圧、異性愛主義、同性愛嫌悪、抑圧の様々な形態の組み合わせについて啓発する。

【教育と社会の啓発】

- ・反LGBのいじめ、ジェンダーに基づく暴力、他の形態での差別の問題を扱い、それを禁止する学校でのプログラムを支持する。

<ul style="list-style-type: none"> ・LGBの人々が経験している暴力や社会的な不正義についての社会の関心を増やすプログラムを開発する。
<p>【医療と精神保健サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBの人々が人生を通じて、文化的に適切な、包括的な医療と精神保健サービスを受けられることを強く擁護する。具体的にはHIV予防や治療、薬物濫用への治療、心理的ストレスと機能不全の予防と治療、自殺予防。
<p>【政治的行動とアドボカシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーカーが他の人権擁護団体、ソーシャルアクション、専門職職能団体と連帯してLGBの人々の権利を擁護し、その権利を制限しようとする試みを阻止するような活動を展開し、活動に参加することを支持する。 ・LGBTの家族が州レベルの包括的な保護者としての法的認知を受け、それらの家庭で育つ子どもを保護する法的な認知を進める。
<p>【研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGBの人々に影響を与える問題に対し理解を進めるための研究の財源を増大するよう擁護する。

表3 トランスジェンダー、ジェンダー不一致を抱える人（TGNC）（抜粋）

<p>【ソーシャルワーク教育と専門性の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランスジェンダーの性別移行の医療、倫理的な実践、包括的アセスメント、効果的な介入、コミュニティの資源を供給するというソーシャルワーカーの役割を含めた、TGNCの子供、青少年、成人およびその家族のライフコースにおけるミクロ、メゾ、マクロの実践に焦点を当てた文化的コンピテンシーのある継続的な教育プログラム ・すべてのTGNCの人々の包摂と平等を保障する方針と研究・支援の実践例をカリキュラムのすべての領域に含める。
<p>【差別禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完全な人権保障と、出生時の性別にかかわらず、実際の、または本人が認識したすべての公的な場及び私的な場における、性自認と性表現に基づく差別を終結すること。雇用、住居、公共施設、教育、ジェンダー分離施設における本人の性自認に一致する適切な処遇、家族の立場、適切な医療と精神保健医療の給付、性自認に基づく適切な書類等が享受・利用できないことが含まれる。 ・差別的な法律や規制の廃止、すべての性自認および性表現の人々の権利、法的便益、および特権を保護するための法律、規則、機関方針の施行

<p>【社会の啓発とアドボカシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるレベルの安全で安心な教育環境；児童、青少年、大人が差別、嫌がらせ、暴力、虐待を受けずに、教育を受けることができ、機密が保持され、文化的コンピテンシーのあるスタッフやボランティアへのアクセスが確保されていること。 ・多様なジェンダーの表現とアイデンティティを持つすべての人々の権利を擁護するために、他の専門職団体や進歩的な組織を召集し、参加させ連帯して、人種差別、貧困、異性愛主義、シスセクシズム、年齢差別、能力主義、精神のおよび行動的健康状態に基づく、複数の抑圧の交絡を経験した、トランスジェンダー個人を認識していくこと。 ・刑務所、里親ケア、グループホーム、入所治療施設、ホームレスやDVシェルター、薬物濫用と回復プログラム、高齢者ケアサービスと住宅などにおいて、トランスジェンダーの人が自身の性自認に従って、性別で隔離された部屋や施設に入所できるような政策の策定と実施
<p>【医療と精神保健サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TGNCの人々に対して効果的に訓練された熟練した、教育を受けた専門家によって提供される、トランスジェンダーの人々およびその家族に対する包括的な医療、心理的社会的支援サービスがオープンで利用可能であること。 ・ジェンダーのアイデンティティに苦しんでいる、自殺のリスクが高い、暴力や攻撃を受けやすい、HIV / AIDSのリスクやその他のリスクが高い成人と青少年に対して、教育、住居、雇用、健康、精神保健のニーズに対応するプログラムの実施と財源の確保。
<p>【法的および政治的行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、公的な施設入所、住宅、相続と年金、雇用、法的文書の認識、関係性と家族の位置づけ、医療保険と他の保険、児童の親権、財産、およびその他の分野の差別を禁止し、市民権を保護し、TGNC個人のウェルビーイングを維持する連邦法の施行。 ・専門職として訓練されたソーシャルワーカーまたはソーシャルワーカーの称号を使用する人々による修復療法または性転換療法の使用を禁止する地方、州、連邦レベルでの法律の施行

上記の概要からNASWの性的指向（表2）と性自認（表3）の問題に対する方針として、次のような特徴が挙げられる。

まず、ソーシャルワーク専門職教育に含むべき

内容としては、

- ① LGB については差別禁止や複合的な抑圧について、トランスジェンダー等 (TGNC) については、性別移行の医療を含め、児童・青少年から、成人、高齢者にいたるまでライフコースにおける様々な生活課題に対する文化的コンピテンシー⁷を伴う介入や支援。
また、ソーシャルワーカーに求められる役割として、
- ② 差別や抑圧的な社会環境のもとで、雇用、教育、住居、公共施設の利用、福祉や医療・精神保健サービスのアクセス、家族、経済的な問題等、様々な領域で不利益や不平等があることについての理解と、問題を是正するための行動
- ③ 職能団体として差別禁止に対する強い意思表示と、差別の具体的な内容や差別が派生する場面についての解説、ソーシャルワーカーによる差別禁止に向けた積極的な働きかけ（学校や社会での啓発プログラムの開発等）
- ④ LGB やトランスジェンダーの人々が必要とする包括的な医療や（精神疾患の罹患率や自殺企図の割合が高いことから）精神保健サービスへのアクセスの保障
- ⑤ アドボカシー、社会の啓発活動、政治的な行動等の社会変革の働きかけ

以上のとおり、NASW の政策綱領においては、「差別禁止」の方針が強調され、教育や医療、雇用等、生活に不可欠な資源へのアクセスの保障と共に、不平等の是正を求めるアドボカシー活動がソーシャルワーク専門職養成教育や実践において重視されている。

6 全米ソーシャルワーク教育委員会 (CSWE) による教育方針と認証基準

全米ソーシャルワーク教育委員会（以下、CSWE）は、ソーシャルワーク教育機関の学士・

修士レベルの教育プログラムの方針と認証基準を示した「教育方針と認証基準」(Educational Policy and Accreditation Standards; 以下、EPAS) を作成している。CSWE は、2001年の EPAS 改訂において、学士及び修士レベルのソーシャルワーク教育カリキュラムには、多様性の要素の中にジェンダーや性 (sex) に並んで、性的指向を含めた。その後、2015年改訂の最新版の EPAS には、コンピテンシー、顕在的なカリキュラム、潜在的なカリキュラムの3つの要素から構成されており、コンピテンシーと潜在カリキュラムの箇所において、性的指向や性自認に関する内容が以下のとおり、盛り込まれている (CSWE 2015)。

1) ソーシャルワークのコンピテンシー

CSWE は、2008年から EPAS において、コンピテンシーに基づく教育枠組みのモデルを採用しているが、9つのコンピテンシーの1つが「多様性」に関するものである。

○コンピテンシー2「実践において多様性や違いに関わる」

ここでは、ソーシャルワーカーが理解すべきこととして、次の点が挙げられている。

- ① 多様性や他者と異なることが、いかに人々の経験の特徴づけ、形成するののかについて、またアイデンティティの形成にそれが重要な役割を果たしていることについて。
- ② 多様性の範囲は、多様な要素が交差するものとして捉えられ、以下の要素を含むがそれに限定されるものではないことについて（多様な要素の例示にはジェンダー、性的指向、性自認が含まれる）。
- ③ これらの違いがあることにより、その人が人生において抑圧、貧困、周辺化、排除を経験するか、一方で、特権、権力、称賛を経験することについて。
- ④ 抑圧と差別の形式とメカニズムについて、またある文化の構造や価値観（社会的、経済的、

政治的、文化的な排除を含む)が抑圧、周辺化、疎外を生みだしたり、特権や権力を作り出していることについて。

その際にソーシャルワーカーが行うべきことは、

- ① 多様性と違いが人生の経験を形作ることの重要性を理解し、ミクロ、メゾ、マクロの実践において理解と応用させ、伝えていく。
- ② 自らを学習者として位置づけ、クライアントや支持者を自分自身の経験の専門家として扱うこと。
- ③ 多様なクライアントや支持者の援助場面において、自己覚知と自己の制御を行い、個人的な偏見や価値の影響を管理すること。

2) 暗示的なカリキュラム

○教育方針3.0 「多様性」

- ・ 多様性に対するプログラムの期待は、学習環境に反映される。それを通して学生は違いについて学び、多様性の価値を知り、それを尊重すること、文化的な謙虚さにコミットすること。(ここでの学習環境は、教育機関、実習先やクライアントの選定、助言者や現場の実習指導者組織の構成、資源配分、(中略)、教職員、学生団体の構成を含む。)

○認証基準3.0「多様性」

- 3.0.1 学習環境が多様性と違いを肯定し、尊重していることを具現化するように、プログラムが具体的で継続的な努力をしている。
- 3.0.2 これらの努力が支持的な包摂的な学習環境を提供しているかを説明できる。
- 3.0.3 プログラムは多様なアイデンティティの人々を肯定し支援している学習環境を継続的に改善するための具体的な計画を持つ。

文部科学省(2008)は人権教育を「知的側面」「価値的・態度的側面」「技術的側面」の3つの側面

の育成と捉えている。性的指向・性自認に関する教育を人権教育として捉えると、CSWEのEPASにおいて重視されている「知的側面」として、次の点が挙げられる。それは2014年の「グローバル定義」での多様性に関して示されたように、まず性的指向や性自認の基準に対して特定の属性を持つことが、抑圧、周辺化、排除の対象となったり、特権や権力を持つことに繋がる社会構造の理解であり、そのことがアイデンティティ形成を含む人々の経験にどのように影響するかを知ることである。一方で、多様性は、「複数の属性の交差」として考えられており、たとえば人種と性的指向のダブル・マイノリティなどの属性の重なりがもたらすさらなる周辺化や女性同性愛者が同性男性愛者より可視化されにくい、といったジェンダーによる影響にも留意する必要があるだろう。

また、「態度的側面」として、ソーシャルワーカーやその教育に関わる者の姿勢として、共感的な受容を行うためにも、まず自らの偏見や価値観に気付き、その影響についてコントロールすること、また自らの問題の専門家である「クライアントから学ぶ」謙虚な姿勢が求められている。さらに、教育・学習の場での言動や関係性等が偏見や差別的なものではなく、誰もが多様なアイデンティティが尊重され、支持的な環境であることが必要である。そのためには、養成校の教育機関での教職員に対して、また実習先である医療福祉機関・施設での職員に対して、性の多様性理解を促し、啓発を進めていく必要があるが、そのような働きかけを行うこともソーシャルワーカー及び養成校の教育関係者が果たす役割であると考えられる。

7 おわりに

本稿では、性の多様性に関するソーシャルワーク専門職教育や関連領域に関する国内の研究動向を踏まえ、アメリカの専門職団体NASWの倫理綱領、政策綱領及び専門職教育委員会CSWEの教育方針と認証基準における性的指向・性自認に

関する内容やソーシャルワーカーの役割について整理した。

本研究の今後の課題として、NASW や CSWE での教育方針を日本の社会福祉専門職養成教育の文脈に沿ってどのように導入することが効果的かを検討するために、具体的な教育内容や方法を計画し、実際に教育現場で実践し、検証してみることが必要であると考えられる。

<文献>

アムネスティ・インターナショナル(2017)「日本における LGBT の人びとへの差別 ～人権保障の観点から～」<https://www.amnesty.org/download/Documents/ASA2259552017>

JAPANESE.PDF

朝日新聞(2018)「LGBTへのヘイトは自殺につながる・トランスジェンダー男性・遠藤まめたさんが自叙伝」朝日新聞 「読書好日 インタビュー」2018.09.19

<https://book.asahi.com/article/11824962>

東優子(2016)「性的マイノリティの現状と人権問題」『人権教育は今』Vol.2 ,No.26, 福岡県教育委員会 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/309630_53244696_misc.pdf

東優子(2018)「ジェンダーの多様性をめぐる概念の登場と変遷」『女性心身医学』

CSWE (Council on Social Work Education) (2001) Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's social work Program.

CSWE (2015) Educational Policy and Accreditation Standards for Baccalaureate and Master's social work Program.

藤井ひろみ(2016)「看護における LGBT への支援」『こころの科学』No.189,p.45-49.

Gerald P. Mallon(ed.) (2018) Social Work Practice with Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender People (Third Edition), Taylor and Francis, Routledge.

GLSEN (Gay, Lesbian & Straight Education Network) (2013) The Safe Space Kit <https://www.glsen.org/sites/default/files/GLSEN%20Safe%20Space%20Kit.pdf>

針間克己・平田俊明(2014)『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援－同性愛、性同一性障害を理解する－』岩崎学術出版社

平田俊明(2016)「精神科医療における LGBT への支援」『こころの科学』No.189,p.33-38.

「いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン」(2014)「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013) 結果報告書」

<http://endomameta.com/schoolreport.pdf>

Jani J.S., Pierce D., Ortiz L., Sowbei L. (2011) Access to Intersectinality, Content to Competence: Deconstructing Social Work Education Diversity Standards, Journal of Social Work Education, Vol. 47, No. 2, p. 283-301.

加藤慶(2014)「アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職養成教育－日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として－」『明治学院大学大学院 社会福祉学』Vol.38, p.11-18.

金城理枝(2016)「心理職による LGBT への支援」『こころの科学』No.189,p.39-44.

松尾祐子・荒木晴美(2017)「性の多様性に関するソーシャルワーク教育のあり方の検討－性的マイノリティ(LGBT)に関する研究の動向とテキストの記載状況を踏まえて－」『日本社会福祉学会 第65回秋季大会抄録(ポスター発表)』p.519-520.

松田博幸(2016)「性の多様性とソーシャルワーカー性をめぐるオートエスノグラフィー」『ソーシャルワーク研究』Vol.42, No.2, p.46-60.

三島亜紀子(2015)「ソーシャルワークのグローバル定義における多様性(ダイバーシティ)の尊重－日本の社会福祉教育への「隠れたカリキュラム」視点導入の意義－」『ソーシャルワーク学

- 会誌』No.30, p.1-12.
- 三成美保（編著）（2017）『教育とLGBTIをつなぐ－学校・大学の現場から考える』青弓社
- 文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査委員会（2008）「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm
- 中塚幹也（2011）「GID（性同一性障害）学会・自殺総合対策大綱改正に向けての要望書」http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/jisatusogotaisakutaikou_teigen_111012.pdf
- NASW（The National Association of Social Workers）（2017）the Code of Ethics（2017 revised version）.<http://www.socialworkers.org/About/Ethics/Code-of-Ethics/Code-of-Ethics-English>
- NASW（2018）Social Work Speaks, 11th Edition. Policy Statement（2018-2020）, NASW Press.
- Nick J. Mule（2016）, Chap.2 'Broadening Theoretical Horizons: Liberating Queer in Social Work Academe', Susan Hillock and Nick J. Mule（eds.）, "Queering Social Work Education", UBC Press.
- Peg McCartt Hess（2018）, Chap.2. 'Values and Ethics,' "Social Work Practice with Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender People"（Third Edition）, Taylor and Francis, Routledge.
- 添田正輝（2012）「ソーシャルワーク教育における文化的コンピテンスと多様性」『川崎医療福祉学会誌』Vol.22, No.1, p.1-13.
- 武田丈（2009）「日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性」『ソーシャルワーク研究』Vol.35, No.3, p.176-188.
- 武田丈（2016）「多様性の尊重とソーシャルワーク－人権を基盤とするアプローチ－」『ソーシャルワーク研究』Vol.42, No.2, p.5-18.
- 谷口洋幸（2017）「国際人権法における性の多様性」二宮周平編著『性のあり方の多様性』日本評論社.
- 谷口洋幸（2018）「性的マイノリティと人権－LGBT/SOGIという概念が問いかけること」『法と民主主義』Vol.6, No.529, p.34-37.
- 戸口太功耶・葛西真記子（2016）「性の多様性に関する教育実践の国際比較」『鳴門教育大学学校教育研究紀要』No.30, p.65-74.
- ヴィラーク・ヴィクトル, 植村英晴（2013）「文化的多様性に関するグローバル基準を満たしたソーシャルワーク教育プログラム：アメリカとカナダにおける学士課程（BSW）の訪問調査から」『日本社会事業大学研究紀要』Vol.59, p.63-82.
- 渡辺大輔（2018）「性的マイノリティの子どもたちの現状と支援の課題」『社会福祉研究』No.132, p.10-19.
-
- ¹ 杉田水脈（2018）「「LGBT」支援の度が過ぎる」『新潮45』8月号.
- ² 特集「そんなにおかしいか「杉田水脈」論文」（2018）『新潮45』10月号.
- ³ 同報告書によれば、「東京都の共生ネットへのアムネスティの取材（2016年5月16日）」に基づくデータである。そのほかに性的少数者の抱える生活課題を示したものとして、次のような報告がある。
- ・ヒューマン・ライツ・ウォッチ（2016）「日本の学校におけるLGBT生徒へのいじめと排除－出る杭は打たれる」www.hrw.org/ja/report/2016/05/06/289497
- ・性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（通称：LGBT法連合会）「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」第2版（2015）http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf.
- ⁴ QはQueer（クィア）を意味する場合もある。
- ⁵ 戸口・葛西（2016）によれば、ここでのアライと

は、日本語で一般的に説明されている「(当事者ではない) 支援者」という意味だけではなく、アメリカの GLEN の The Safe Space Kit の中で定義されている、「標的とされ、差別を受けてきた個人または集団のために、物申し、立ち上がる個人 (GLSEN 2013) という問題の改善へ向かう運動的なニュアンスが含まれている。(p.30)

⁶ 1976年の設置当時はゲイの問題に対してであり、現在の形になったのは、2005年である。

⁷ 武田 (2016) は文化的コンピテンスを「単に各文化に配慮するだけの実践ではなく、その実践の「効果」を強調する概念」とし、「文化を理解する能力、あるいは異なった文化背景を持った効果的に関わる能力」と解説している。